

地域医療構想策定部会及び保健医療計画中間見直し検討部会の設置について（案）

【地域医療構想策定部会】

<目的>

2040年とその先を見据え、入院医療だけでなく、外来医療・在宅医療、介護との連携、人材確保等も含めたあるべき医療提供体制の実現に向け、新たな地域医療構想の策定を行う。

<構成>

学識経験者、医療関係団体、介護関係団体、保健医療を受ける立場の者、関係行政機関（医療・福祉）医療機関（公的、特定機能病院、高度急性期、急性期、回復期、慢性期、在宅）、地域医療構想調整会議座長、東京都地域医療構想アドバイザー

※ 新たな地域医療構想の検討に当たっては、医療提供体制を支える関係分野との連携の視点を踏まえる必要があることから、従前の地域医療構想調整部会の委員に加え、以下の団体・会議体から選出された委員を構成員とする。

- ・訪問看護ステーション協会
- ・介護支援専門員研究協議会
- ・東京都老人保健施設協会
- ・特別区福祉主管部長会
- ・西多摩郡町村保健衛生課長会

【保健医療計画中間見直し検討部会】

<目的>

現行計画である第8次医療計画策定後における状況の変化、本計画と密接に関連する高齢者保健福祉計画等の改定等による中間見直しを行い、計画の進捗状況を把握するとともに、次期計画改定につなげる。なお、中間見直しに係る具体的な検討を行うため、保健医療計画推進協議会の委員のうち、検討事項に関する専門性等を踏まえた委員構成とする。

<構成>

学識経験者、医療関係団体、保健医療を受ける立場の者、関係行政機関

(会議の構成)

